

水戸市内でお引越し（転居）された方へ

令和8年3月1日改訂版

転居届出（市内での引越し）をされた方は、次のうち必要な手続きを忘れずに行ってください。

□ 市民課⑫⑬お渡し窓口から交付物があります。準備が出来次第、受付番号をお呼びいたします。

転居に伴う主なお手続きについて

	手続きの内容	窓口 (☑のあるものは、該当窓口 でのお手続きが必要です。)	終了 確認
マイナンバー 通知カード 	令和2年5月25日より、マイナンバー通知カードが廃止になりました。 すでにお持ちのマイナンバー通知カードについても、記載事項の変更ができなくなるため、住所異動や氏名の変更等により住民票の内容に変更があった場合は、マイナンバーを証明する書類として使用できません。		
マイナンバー 個人番号カード 	カードへ新住所を記載します。カードのICチップ内の券面事項も書き換えますので4桁の暗証番号の入力をしていただきます。 ○転居前に個人番号カードの申請をしてまだ受取っていない場合 カード発行状況を確認させていただきます。 ・申請が受付済の場合には、取りやめ処理後に再度申請していただくか又は旧住所のカードに新住所を追記するかを選択していただきます。	<input type="checkbox"/> 市民課マイナンバー窓口、各出張所	<input type="checkbox"/> 済
印鑑登録	すでに印鑑登録されている方は、今後証明書をとした場合は住所が自動で転居後の内容に変更されますので、手続きの必要はありません。		
国民健康保険	転居後の新しい住所が記載された「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を交付します。 転居に伴い世帯構成が変わる場合には、国民健康保険税の金額が変わりますので、国保年金課国保税係にお尋ねください。	<input type="checkbox"/> 国保年金課 ⑫国保税係、各出張所	<input type="checkbox"/> 済
マル福 (医療福祉費受給者証)	転居後の新しい住所が記載された「医療福祉費受給者証」を交付します。 転居に伴い家族構成が変わる場合には、お手続きが必要な場合がございますので、ご相談ください。	<input type="checkbox"/> 国保年金課 ⑫医療給付係、各出張所	<input type="checkbox"/> 済
後期高齢者医療 (75歳以上の方)	転居に伴い世帯構成が変わる場合には、お手続きが必要な場合がございますので、ご相談ください。 転居後の新しい住所が記載された「後期高齢者医療資格確認書」は後日郵送されます。	<input type="checkbox"/> 国保年金課 ⑬後期高齢者医療係	<input type="checkbox"/> 済
介護保険 (65歳以上の方)	転居に伴い世帯構成が変わる場合には、お手続きが必要な場合がございますので、ご相談ください。転居後の新しい住所が記載された「介護保険被保険者証」は後日郵送されます。	<input type="checkbox"/> 介護保険課(1階)	<input type="checkbox"/> 済
転校 (公立小中義務教育 学校) 	転居によりお子様の学区が変わる場合、手続きが必要になります。前校からの「在学証明書・教科書給与証明書」と市民課で転居手続後に交付される「転入学通知書」を転入学校に提出してください。 ただし、指定学校変更(学区外通学)を希望する場合は、学校管理課の窓口でご相談ください。 ※既に指定学校変更の手続きをしていますが、居住学区が変わる場合は、再度手続きが必要になります。	<input type="checkbox"/> 学校管理課(3階)	<input type="checkbox"/> 済

(終了確認欄に☑のあるものは、総合窓口でお手続きが終了いたしました。) ↑

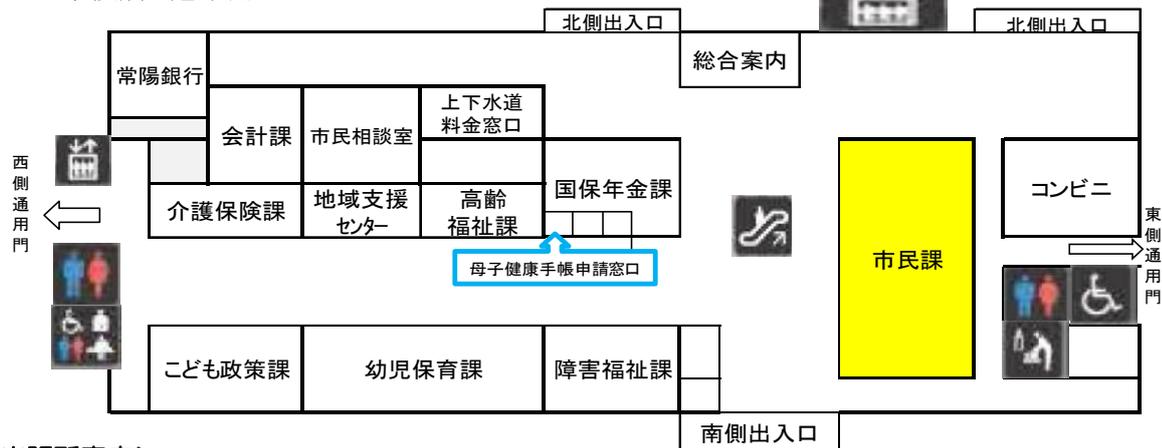
裏面もあります ⇒

《水戸市役所》〒310-8610茨城県水戸市中央1丁目4番1号 TEL029-224-1111 (代表)

以下の内容については、ご自身で該当確認の上お手続き願います。↓

	手続きの内容	窓口
国民年金	国民年金加入中の方は、お手続きの必要はありません。 年金受給中の方は、手続きが必要かを窓口でご確認ください。	<input type="checkbox"/> 国保年金課④国民年金係、各出張所
児童手当	◎世帯全員の転居の場合、お手続きの必要はありません。 ◎受給者または子どものみが異動する転居の場合、お手続きが必要です。 子ども政策課で手続きをしてください。	<input type="checkbox"/> 子ども政策課(1階)、各出張所
児童扶養手当	お手続きが必要です。「証書、賃貸借契約書等の家の名義がわかる書類」をお持ちになって、住所変更の手続きをしてください。	<input type="checkbox"/> 子ども政策課(1階)
遺児養育手当	◎世帯全員の転居の場合、住所変更のお手続きをしてください。 ◎受給者または子どものみが異動する転居の場合、お子様と受給者の方が住所を異にするとう受給資格がなくなります。資格喪失のお手続きをしてください。	<input type="checkbox"/> 子ども政策課(1階)
幼稚園・保育所認定子ども園等	転居に伴い世帯構成が変わる場合には、お手続きが必要な場合がございますので、ご相談ください。	<input type="checkbox"/> 幼児保育課(1階)
障害福祉	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証、障害福祉サービス受給者証をお持ちになって、住所変更の手続きをしてください。	<input type="checkbox"/> 障害福祉課(1階)
特別児童扶養手当	証書をお持ちになって、住所変更のお手続きをしてください。	<input type="checkbox"/> 障害福祉課(1階)
飼い犬	転居に伴い飼い主又は飼い犬の所在地が変わる場合は、お手続きが必要になりますので、ご相談ください。	<input type="checkbox"/> 動物愛護センター(河和田町999) TEL 029-350-3800
水道	水道の使用開始・中止については、1階の「上下水道料金窓口」で手続きをするか、「お客様受付センター」にご連絡ください。	<input type="checkbox"/> 上下水道料金窓口(1階)、お客様受付センター(中央1-1-7さくらスクエア水戸1階) TEL 029-231-4111
水戸市公園墓地	水戸市公園墓地を使用されている方が転居された場合はお手続きが必要です。	<input type="checkbox"/> 衛生事業課管理係(3階) TEL 029-232-9160
し尿	転居前・転居後の物件がし尿くみ取りの場合は、お手続きが必要です。	<input type="checkbox"/> 衛生事業課収納係(3階) TEL 029-232-9160
浄化槽	転居前・転居後の物件が浄化槽の場合は、お手続きが必要です。 ※賃貸等で浄化槽を不動産会社等が管理する場合を除きます。	<input type="checkbox"/> 下水道計画課(6階) TEL 029-350-8508
公営住宅への届出	公営(市営・県営)住宅にお住まいの方は、世帯の人数に増減がある場合、届出が必要です。右記「茨城県住宅管理センター」へお問合せください。	<input type="checkbox"/> 茨城県住宅管理センター(住宅政策課) TEL 029-297-8360
原付バイク	原付バイクについては、お手続きの必要はありません。 ※軽自動車の車検証住所変更につきましては、軽自動車検査協会茨城事務所での手続きとなります。	<input type="checkbox"/> 軽自動車検査協会茨城事務所(水戸市酒門町4400番地) TEL 050-3816-3105

＜市役所1階案内図＞



＜出張所案内＞

- 赤塚出張所 水戸市大塚町1851番地の5 TEL 029-251-3211
- 常澄出張所 水戸市大串町2134番地 TEL 029-269-2111
- 内原出張所 水戸市内原町1395番地の1 TEL 029-259-2211

公共料金等の住所変更の手続き (詳しくは各事業所の担当窓口にお問合せください。)

公共料金等担当窓口	電話番号	その他
NHK 受信契約フリーダイヤル	0120-151515	
NTT 東日本茨城支店	局番なしの116	※郵便物の転送手続きは、郵便局窓口にある転居届に記入し、郵便窓口へ提出またはポストに投函して下さい。
東京電力(株)茨城カスタマーセンター	0120-995-113	
東部ガス(株)茨城支社	029-231-2241	